資料　２

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約について

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約を次のように定める。

西条市地域公共交通活性化協議会
会長　　真鍋　和年

西条市地域公共交通活性化協議会規約の一部を改正する規約

西条市地域公共交通活性化協議会規約（平成２６年４月３０日施行）の一部を次のように改正する。

「

別表中

	四国地方整備局松山河川国道事務所
	愛媛県東予地方局建設部
	西条警察署

を

」

「

四国地方整備局松山河川国道事務所	
西条警察署	

に改める。

」

附　則

この規約は、平成２６年　　月　　日から施行する。